

(仮称) 第3次都心まちづくり計画検討会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、「(仮称) 第3次都心まちづくり計画検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は、札幌市が「(仮称) 第3次都心まちづくり計画」を策定するにあたり、その内容について検討するとともに、意見聴取、意見交換を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 検討会の委員は、専門知識を有する者、その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 検討会にオブザーバーを置くことができる。

3 委員は、やむを得ない事情により検討会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(座長)

第5条 検討会に座長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、検討会の議長となり、会務を総括する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する委員がその職務を代理する。

(検討会)

第6条 検討会は、必要の都度市長が招集する。

(部会)

第7条 検討会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、市長が指名する。

(謝礼)

第8条 検討会に出席した委員に対し、札幌市特別職の職員の給与に関する条例別表に

規定する附属機関の委員の報酬日額を支給する。

2 代理出席者に対しても委員同様の取扱いとする。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、まちづくり政策局都心まちづくり推進室において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関し必要な事項は、まちづくり政策局長が定める。

附則

この要綱は令和6年4月15日から施行する。